

特定教育・保育施設等徴収金階層表（H29.4.1～）

（単位：円・月額）

【幼稚園・認定こども園の幼稚園部分】

多子算定	定義	階層区分	1号認定
			教育標準時間
算定児の年齢制限無し	生活保護世帯	1	0
	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	2	3,000 ※第2子以後無料
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	2 減	0
	市民税所得割 77,100円以下	3	10,200
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	3 減	3,000 ※第2子以後無料
	(算定小学校の3年生制以下あり)	市民税所得割 211,200円以下	4
	市民税所得割 211,201円以上	5	19,200

【保育所，認定こども園の保育所部分，地域型保育事業】

多子算定	定義	階層区分	2号認定		3号認定	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
算定児の年齢制限無し	生活保護世帯	1	0	0	0	0
	市民税非課税世帯	2	5,000 ※第2子以後無料	5,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	2 減	0	0	0	0
	市民税所得割 48,600円未満	3	15,000	14,800	17,500	17,300
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	3 減	5,000 ※第2子以後無料	5,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料
	市民税所得割 57,700円未満	4 (1)	23,000	22,600	26,000	25,600
	市民税所得割 77,101円未満 母子・父子世帯 障害者同居世帯	4 (2)	5,000 ※第2子以後無料	5,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料	7,000 ※第2子以後無料
	市民税所得割 97,000円未満	4 (3)	23,000	22,600	26,000	25,600
算定児(小学校の年齢制限あり)	市民税所得割 169,000円未満	5	30,500	30,000	34,500	34,000
	市民税所得割 301,000円未満	6	34,500	33,900	40,000	39,400
	市民税所得割 301,000円以上	7	35,000	34,400	41,000	40,300

※同じ世帯に子が2人以上いる場合の保育料（未就学児は保育所，認定こども園，幼稚園等に在籍していること）

【1号認定：幼稚園，認定こども園の幼稚園部分】

- ①赤枠内以外の階層に該当する世帯・・・小学3年生以下の上の子から数えて2番目は半額，3番目以後は無料
- ②3階層世帯・・・子の最年長者から数えて2番目は半額，3番目以後は無料
- ③2階層世帯，3減階層世帯・・・子の最年長者から数えて2番目以後は無料

【2号・3号認定：保育所，認定こども園の保育所部分，地域型保育事業】

- ①赤枠内以外の階層に該当する世帯・・・未就学児の上の子から数えて2番目は半額，3番目以後は無料
- ②3階層世帯，4(1)階層世帯・・・子の最年長者から数えて2番目は半額，3番目以後は無料
- ③2階層世帯，3減階層世帯，4(2)階層世帯・・・子の最年長者から数えて2番目以後は無料